平成２６年（フ）第３９号
広島県庄原市東城町川西787番地の３
破産者　高原宅配有限会社
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１３６号
沖縄県那覇市字与儀374番地９
破産者　株式会社羽地総業
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５７６号
埼玉県和光市白子３丁目28番20号
破産者　有限会社福村通信工業
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３７号
埼玉県上尾市五番町22番２
破産者　有限会社スマイル総建
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５５号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目９―15
破産者　木下八重子
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７９９号
埼玉県越谷市大字西新井129番地２
破産者　有限会社武南ネームプレート工業
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５５４号
東京都千代田区東神田２丁目７番１号
破産者　広部　正久
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６１４号
東京都千代田区東神田２丁目７番１号
破産者　廣部株式会社
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７１号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目23番19号
破産者　有限会社胡桃作
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９号
静岡県焼津市本町４丁目12番12号
破産者　株式会社ゼロ・コーポレーション
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６５号
滋賀県長浜市神照町190番地（川添春子方）、（開始決定時の住所）滋賀県愛知郡愛荘町中宿172番地６　レオパレスＭＩＴＳＵＲＵ209号、（前住所）滋賀県彦根市後三条町322番地４（202号）
破産者　ピットイン川添こと　川添　清志
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２８５１号
大阪府東大阪市新庄２丁目24番２号
破産者　株式会社ＪＤＰ
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８９７号
大阪市生野区巽中３丁目16番29号
破産者　株式会社サービット
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１４０号
大阪市東住吉区南田辺３丁目４番７号　パステージ住吉501号室、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉南郡熊取町朝代西４丁目５番４号
破産者　しあわせメディカル株式会社
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５号
大阪府柏原市安堂町13番32号
破産者　株式会社コンセルヴァ
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０９６１号
東京都中央区湊１丁目６番１号　八丁堀ＡＦビル４Ｆ
破産者　株式会社グローバル
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３６９号
東京都豊島区東池袋２丁目21―６―108
破産者　渡辺　藤樹
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６１４号
東京都千代田区紀尾井町４番１号
破産者　三洋トレーディング株式会社
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４４号
東京都多摩市永山３丁目３番地７―303
破産者　小寺　智夫
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８４５号
東京都多摩市永山３丁目３番地７―303
破産者　小寺　詔子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８８５号
東京都多摩市乞田765番地薊マンション102
破産者　小山　隆弘
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部